

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成 26 年度第 3 回高松市子ども・子育て支援会議部会
開催日時	平成 26 年 10 月 28 日（火） 15 時 30 分～17 時 00 分
開催場所	高松市役所 11 階 114 会議室
議 題	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用定員について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	加野会長、大芝委員、田中委員、樽谷委員、永澤委員、三木委員 計 6 人
傍 聴 者	22 人
担当課および連絡先	こども園運営課 839-2358

### 審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(1) 特定教育・保育施設等の利用定員について

特定教育・保育施設等の利用定員について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

（委員）

私立保育所の立場として、待機児童の解消に協力できるよう、再度、定員の見直しに取り組んでいきたい。

（会長）

定員が増えることで様々な経費も増加するので、今回のような結果になったのだと思うが、全体的に努力していただいている印象を受ける。

（委員）

21 ページの「院内保育所てふてふ」の利用定員は 30 人で、そのうち 7 人が地域枠となっているが、地域枠の希望者が無ければ、地域枠分も従業員の子どもを受け入れることは可能か。

（事務局）

基本的には、従業員の子どもの受け入れは、23 人までとなるが、保育所と同様、弾力運用により、面積や職員等の基準を満たせば、23 人を超えての受け入れも可能である。

（委員）

27 年度利用定員（予定）より、3 年間の利用実績の平均が多いところがある。例えば、3 ページの香西保育所では、3 年間の平均は、214 人となっているが、利用定員（予定）は、210 人となっている。この場合、210 人しか受け入れできないのか。

（事務局）

国の通知では、原則、過去 3 年間の実績を参考に設定されている。ただ、保育所の場合、弾力運用という考え方があり、施設面積や保育士の確保がで

きた場合、基本的に120%未満なら定員を超えての受け入れが可能である。ただし、120%を超えて、受け入れを行っている場合、定員の見直しを求めている。

(会長)

この場合、認可定員が200人なので、その1.2倍の240人まで受け入れ可能ということか。

(事務局)

定員の弾力運用とは、待機児童が増加する中で、認可定員を超過して受け入れを行うことで、面積や職員の配置等の最低基準を満たすことが条件となる。例えば、児童一人当たりの面積基準は、年齢ごとに1.65㎡以上、1.98㎡以上、3.3㎡以上というように決まっている。また、0歳児の場合は、保育士1人で3人まで保育することができるというような人的な基準もある。これらの最低基準を満たしている場合は、120%を超えても児童を受け入れて構わないということである。実際の例として、私立保育所では、公立に比べて施設に余裕があるため、保育士の数を確保し、年度の途中でも120%を超えて受け入れている場合もある。ただし、2年間連続して常に利用人員が定員を超えており、かつ、定員の平均120%を超えて受け入れを行っている場合、定員の見直しが必要となる。

(委員)

前は供給体制の確保方策との兼ね合いで計画の検討をした。この計画には弾力運用の人数も入っており、28年度・29年度を合わせて、創設が4か所、増設が5か所となっている。このままでは、27年度についても、あと2か所くらいの創設などが必要になると思う。我々民間施設の頑張りも足りないと感じたので、27年度の見直しがあるのかをお聞きしたい。

(事務局)

27年度に待機児童を解消できるかどうかは、今回の結果からすると不足している状況である。ただ、待機児童の解消は29年度まで行うこととなっている。来年にならないとどうなるか分からないが、多くの方が待機になる恐れがある。そういう状況を踏まえ、場合によっては早急に対応しなくてはならないので、新しい施設の創設等の検討を考えていかなければいけない。

(委員)

利用定員と認可定員は、イコールが望ましいとあったが、認可定員の変更はなぜ難しいのか教えてほしい。

(事務局)

申請をしていただき、基準を満たしていれば、認可定員の変更は可能である。私立幼稚園の園児募集が来月から始まるため、利用定員を決める必要があるので、手続きを進めている状態である。

国からは、利用定員と認可定員は、原則一致すべきであるということが言われているが、強制というわけではない。利用定員は各施設で運営上の問題など、それぞれの状況を考慮して決めることになるため、違いが出ている場合もある。現在、計画の見直しのため、28年度以降の利用定員の変更を含めた移行について再度調査をしている。施設を新たに創設するような確保方策がいいのか、利用定員の見直しを行うのがいいのか、ということ踏まえ、各施設の移行について、判断いただくことになる。

(委員)

利用定員には、それぞれの保育所や幼稚園からの意向を踏まえた数値を反映していると思うが、同じ利用定員数でも、0歳児が多い、5歳児が多いというような年齢層によって変わるのではないかと思う。それぞれの施設が、過去の実績だけでなく、平成27年度の0歳児から5歳児までの利用定員をどのようにして設定したのかを教えてほしい。

(事務局)

公立の場合は、待機児童が出ている0歳～2歳の定員を可能な範囲で増やしている。特に動かしやすいこども園5園については、1号定員を見直すなどして、施設を有効活用し、0歳～2歳の定員を増やしている。また、公立の施設は、利用定員と認可定員をほぼ同じにしている。私立の施設の場合は、現在の運営上、例えば、幼稚園の場合1クラスの定員が35人という枠があるので、それを考慮して、過去の実績を踏まえて3・4・5歳児のクラス編成を行っている。保育所の場合には、年齢によって、保育できる人数や1人当たりに必要な面積も違うので、施設の中で可能な範囲で受け入れできるように考慮頂いている。

(委員)

施設側の問題もあると思うが、新制度に各施設が移行しない一番の原因は何か。

(事務局)

理由を調査したわけではないが、実際に運営するとなると、本当に経営が成り立つかどうか重要になり、その判断が現段階ではできないので、1年間様子を見るということが考えられる。国では、消費税増税の段階に応じてというような大枠はできているが、具体的な部分については、まだ確定していない状況である。例えば、先日の新聞に、運営費の見直しについての記事が掲載されていた。これまでの計算では、認定こども園が新制度に移行することにより、運営費が減収になるという声が全国的にあり、これに対して国は、計算方法が適切でなかったために低く算定されているのではないかという説明をしていたが、結果的に計算方法を見直すことになった。本市が6月に実施した移行調査では、新制度に絶対に移らないという意見はなく、すぐに移行するのはなかなか難しいので、いつ移るかというタイミングの問題である。1か月前の情報であるが、全国でも新制度に移行する私立幼稚園の割合は22%であり、高松も同じような数値である。保育所については、公・私立ともに新制度へ移行しているが、認定こども園に移行するかどうか、利用定員をどうするかということを決める必要がある。認定こども園へ移った場合の保護者のメリットは、例えば、仕事を辞めた場合も新しい施設を探さなくても、1号・2号の転籍をすることで、対応できるというものがあるが、運営する側として、経営が成り立つのかという問題がある。

(委員)

職員の問題はどうなるのか。確保できるのか。

(事務局)

例年4月の段階では、何とか職員が確保でき、待機児童がいない状態である。ただ保育所の場合は、年度途中になればなるほど、児童の途中入所希望はあるものの、保育士自身も既に就労している場合が多く、確保が困難な状況である。

(会長)

27年度はこの計画で行き、28年度からは、待機児童解消に向けて、それぞれの施設に定員の変更などをお願いすることになるのだろうと思う。もう一つは、私学助成型の幼稚園が認定こども園になれないか、そのための誘導策も必要だと思う。保育所の定員を増やせば、職員の確保も必要になるので、増やした方がよいのか、増やさない方がよいのかを考えなくてはいけない。また、増やした分だけ、保育所にとってのメリットがあるような政策が導入されないとうまくいかないと思う。さらに、4・5歳児は供給が間に合っている一方で、0～2歳児の供給量が不足していることについても、考慮しなければならない。28年度に向けては、これらの点を中心に施設の実態を考慮しながら、考えていく必要がある。今までの議論からいうと、新しい施設をつくと供給過剰になる可能性もあるので、今ある施設を有効に使いながら、保育士を確保する体制を整える必要があるということである。27年度からすぐに待機児童を解消できるわけではないが、28年、29年と経過するにつれて、解消していこうと思う。

(事務局)

基本的には、施設を新しく作ればいいということは考えておらず、現行施設の活用を図っていきたいと考えている。特に、幼保連携型認定こども園への移行を促進することで、0～2歳の子どもの受け入れを増やしていきたい。少子化も進んでおり、施設等を作った場合に、将来的にそれが余るということも避けなければならない。また、国が女性の活躍を推進しており、その場合にどうしても保育所が必要になってくる。その受け皿を確保するというのも行政としての役割だと認識している。それぞれのバランスを考えながら、特に28年度については、私立施設の意見も伺いながら、現行施設の活用を第一に考えてすすめていきたい。それでも不足する場合は、新たな施設の整備ということも必要になると思う。私立施設の皆様の御協力がなければ、待機児童の解消はできないので、よろしくお願ひしたい。

(会長)

保育を支えるのは、保育士だと思う。保育士の養成がどうなっているかを計画的に考えていかなければいけない。高松市の保育所を支えてきたのは、県立の保育専門学校が存在が大きく、そこを卒業された方が高松市の保育の中心的な役割を担っていただいていたと思う。しかし、県の財政が厳しいということで、廃止されてしまっており、今は、高松短期大学や香川大学等が保育士を養成している。資格は持っているが、仕事に就いていない人がどのくらいいるのかを把握した上で、今後、どのくらいの養成が必要か検討しなくてはならない。教育体制の確保というのは、施設だけでなく、人的資源も非常に大事なので、そういうところを見通す必要があると思う。

(事務局)

潜在保育士がいるのにも関わらず、なかなか職に就いてもらえないというのは、本市だけでなく全国的な課題である。理由としては、報酬単価の問題がある。その解決のために、今回の社会保障の改革で7,000億円の財源を充て、量と質を拡充しようとしている。質の面での対応として、単価を上げることになっているが、現在勤務している方の報酬単価が急に引き上げられるかどうかは疑問である。今、既に保育士の資格を持っている方が各保育所・幼稚園で働いてもらえるようになる施策が大事だと思う。これについては、県で保育士人材バンクということで取り組んでいるが、効果が極端にあがるというところまでには至っていない。また、地元の大学や短期大学の卒業生の方などに、できるだけ地元の保育所・幼稚園で就職していただきたいところである。

(委員)

県立の保育専門学校が無くなったということが、幼稚園・保育所にとっても決定的なことになったと思う。先生が足りなくて非常に困っている。国が、待機児童が多い地域では、保育士の資格を持たなくても保育に携われるというような案を出しているが、保育の質を高めるという点では、非常に危険な考え方であると思う。新制度は、良い教育・保育をするということになっているにも関わらず、そのような案が出るということに不安を感じた。認定こども園になって、小さい子どもを受け入れる際に、保育士の確保ができるかどうか心配だということが、今回、私立幼稚園が認定こども園になるのをためらった理由ではないかと思う。

(会長)

制度自体について、消費税が10%に上がらなければ実現できないものであり、不透明なところがある。2年、3年と落ち着いていけば、見えてくるところもあるのではないか。大学の中では、幼稚園の先生や保育士になりたいというニーズは非常に高く、優秀な学生がそういう職に就きたいという希望もある。養成の在り方については、考えていかなければいけないと思う。

なお、今回の議題については、了承ということでよいかと思う。

(2) その他

(委員)

次回の子ども・子育て支援会議に関し照会をいただいている件について、内容の確認をお願いしたい。

(事務局)

後程確認させていただきたい。

その他、委員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以上